

## メガロポリスへ苦悩と脱皮（1965～ ） その1

### 《1965年、河川敷地占用許可準則―多摩川高水敷開放へ》

グリーンベルト構想が破綻し、その役割が多摩川に課せられたのでしょうか、オリンピック後に、多くの市民が多摩川を楽しめるよう、高水敷（堤防と川の流  
れの間）の開放政策が断行されます。今回は、その経緯と、その過程で起こった  
社会摩擦を紹介します。

多摩川の高水敷は、戦前、私企業がゴルフ場や運動場などで占有していました。  
その面積は、1935年（昭和10）時点で、218ヘクタールでした。  
戦争中、河川敷は、食糧を得るため耕作地にされたところも多くありましたが、  
戦後、私企業の活動が再開されていくと、ゴルフ場や野球場、自動車教習場など  
に占有されていきました。これに対して、公共の敷地で営利活動していることに、  
批判が出てまいります。

オリンピック直後の1964年（昭和39）12月、「国民の健康、体力増強  
対策について」が閣議決定されます。翌年3月、政府に「体力増強対策協議会」  
が設置され、大都市周辺の河川敷地を国民広場として利用することが決められ  
ます。

これを受け、建設省は、新河川法のもと、直轄河川における占有許可権が知事  
から建設大臣に変わったこともあり、河川審議会（新河川法で規定された）の意  
見を踏まえて、1965年（昭和40）12月、「河川敷地占有許可準則」を発  
布します。

これに基づき、翌1966年度（昭和41）から、私企業に独占使用されてい  
た多摩川の高水敷が、自治体管理の運動場や広場に順次開放されていきました。  
最初の高水敷開放（第1次）は、3ヵ年でほぼ計画どおり遂行され（注1）、引  
き続き第2次の開放が進められました。（注2）

さて、第2次開放の段階で、全面返還を迫られたゴルフ経営者から、それを不  
服として、1975年（昭和53），“高水敷占有許可申請の不許可処分の取り  
消し請求”の訴訟が起こされます。

裁判は、10年後の1985年（昭和60）に解が成立。一部を残して返還された河川敷は、（社）河川健康公園機構が管理する多摩川河川健康公園として一般開放されました。

第1次、第2次の開放を経て、ゴルフ場とその練習場は、全高水敷利用面積の約32%を占めていたものが約4%に激減し、自治体が管理する運動場と公園・緑地は、約20%から約59%に増加しました。

注1：第1次開放では、例外的に、①川崎競馬の調教場、②読売飛行場、③巨人と東映（現日ハム）ファイターズのグラウンドがありましたが、下記条件や観点から継続占用許可が出ませんでした。

①は、馬場中央空地を緑化し、一般市民が利用できる開放日を設けること

②は、報道の公共性、小型飛行機の発着場として貴重なことから、ヘリポートとすること

③は、有名選手を見るため、多くの一般の人々が訪れていること

注2：第1次開放で継続占用許可が出されていた巨人グラウンドと日ハムグラウンドは、曜日を指定して市民に開放されていました（準開放）が、第2次開放では、巨人グラウンドは河川環境管理財団が、また日ハムグラウンドは川崎市が占用者に代わり、従来の準開放スタイルを受け継ぎました。

写真は、①第二京浜国道周辺の高水敷開放、②丸子橋上流の高水敷開放（①、②とも、Yahoo 地図航空写真に細見が作図と解説、なお、②の昔の写真は、Blog「SAWADA's Hobby Room」掲載されたもの）



